

●会社概要

中文会社名	上海淨信知識產權服務有限公司(上海淨信知的財産権サービス有限会社)
英文会社名	SunFAITH China Ltd.
本社住所	上海市黄浦区福佑路8号Alison国際ビル10階G室
TEL	(86)-21-63343636
FAX	(86)-21-63343066
E-mail	public@sunfaith.com
Home page	www.sunfaith.com
主な顧客	Philips、Epson、Dow Corning、Motorola、Toshiba、Sanyo、Osram、Tyco、W.L.Gorge、Toyota、Unilever、P&G、
得意分野	産業IP現状研究; 政府ロビー及び戦略コンサルティング; 模倣防止法(税関水際保護と刑事責任追討); 特許/意匠
設立年月	1995.11

代表者名
日系企業担当者

氏名	TEL	FAX	E-MAIL	補足
孫凱 Kevin Sun	021-63343636	021-63343066	kevin_sun@sunfaith.com	創業フォーラム理事、上海薬品安全協会事務長、上海知的財産権協会理事、10年以上の知的財産権及びブランド保護経験があり、当該
王加明/陳希弁護士	021-63343636	021-63343066	frank_wang@sunfaith.com	碩士、7年以上の従業経験があり、特許代理者。
崔洪海	010-58691654	010-58691612	andrew_cui@sunfaith.com	工学士、中国玩具協会知的財産権顧問委員会メンバー。
全芸花	021-63343636	021-63343066	lena_quan@sunfaith.com	学士、日本企業担当者。

●コミュニケーション
該当するものに○印

	会話			報告書		
	日本語	英語	韓国語	日本語	英語	韓国語
日本語	○	○	○	○	○	○
英語	○	○	○	○	○	○
韓国語	○	○	○	○	○	○

補足: 自由記述

人員: Full-time staffs: 85; その中: Research & Intelligence: 20、IP matter: 25、Brand protection & anti-counterfeiting: 38、in-house lawyers: 2
日本語サービス: 5名中国日本語人材
歴史沿革: 1995年11月に設立して相前後して香港とアメリカの著名な商業調査会社とリスク管理会社と協力し、2000年にSUNFAITHとして正式に独立した。国際化視野と本土の経験を完璧に結びつけた特徴を持っている。

事務所(人数)
各拠点調査員人数
補足: 自由記述

拠点	北京	広州	上海				
調査員人数	8	4	41				
拠点	深セン	義烏	寧波	瀋陽	成都	南京	臨沂(山東)
調査員人数	4	4	5	2	4	3	3
拠点	鄭州	ウルムチ	広西				
調査員人数	3	2	2				

提供可能なサービス
可能=○

内容	供給可能	補足
産業調査と戦略提案	○	システムチックな産業調査を通じて、発展の現状と傾向を評価し、IP侵害評価を行って、顧客を協力してIP活動総体戦略の制定を行う。
政府ロビーと公衆教育	○	IP保護問題について政府の高層部門との訪問、交流及び関連の社会公衆の教育を組織し、関連法律立法手続きのコンサルティング意見に参加する。例えば、国務院知的財産権保護弁公室、商務部、国家知的財産権局、最高院知産庭、国家税関総署、国家工商行政管理総局、公安部など中央部と委員
水際IP保護解決案	○	慣例の税関知的財産権登録の代理サービスを除く以外、当社は、輸出監視と濾過(月間)ブラックリストの作成一税関情報対比一税関トレーニングと情報供給一執法ケース報道一事件処理一民事/刑事責任の追究などを含む、一括した税関水際保護の解決案を提供する。
模倣防止事件の調査及び取締	○	これは通常の慣例に従うサービスである。2007年には各種類の事件は合計571件で、その中で刑事事件は38件である。
不正競争事件	○	当社は客観的かつ科学的な市場研究を通じて、不正競争防止事件を申し立てにサポートする。特に包装・装飾の模倣及び商号権権利侵害の方面で得意である。
著名商標の申請	○	最新の法規を運用し、商標執法手続きを通じて、顧客のために迅速な著名商標認定を申請する。
特許/意匠権の保護	○	当社は知的財産局行政執法の手続きを運用して、顧客が迅速に特許や意匠権の権利侵害紛争を処理するように協力する。当然、同様に司法ルートを通じて、関連権利侵害問題を解決する。
知的財産権登録事務代理	○	次に得意な分野: 当社は(1)商標権の異議と争議;(2)電子と製薬分野の特許登録などが得意である。
司法対策	○	関連弁護士事務所と協力し、IP権利侵害紛争の調停・クレーム(模倣防止事件と税関執法事件の後続)、刑事訴訟、民事訴訟(特許権利侵害事件と営業秘密)などが得意である。
IP Due Diligence	○	顧客のために、知的財産権の取引、譲渡、許可のプロセスにおいて、関連調査、評価、監査などのサービスを提供する。

●取締りバスターケース:

自由記述

産業調査と戦略提案	1) 某日本著名なプリンター消耗品企業に、中国消耗品業界(世界製造業の80%を占める、200社の製造企業)の総体研究及びIP現状評価を提供し、その全世界IP保護の戦略の制定に協力した; 2) アメリカの2社の著名なネットワークケーブル企業のために、当該業界の産業研究と模倣現状の評価を行い、製造企業とブラックリスト会社のデータベースを作成した; 3) 某アジア国の政府IP部門に中国IP執法環境の調査研究及び中国での外資企業のIP保護戦略の実施状況の研究
政府ロビーと公衆教育	1) 某日本著名玩具企業CEOが上海市副市長の訪問を組織し、IP保護について交流した; 2) 「互換品と再生品商標の合理的な使用の法律問題についてのシンポジウム」を組織し、業界全体が商標のマークを規範的に使用するよう推進した; 3) 2008中国知的財産権保護高層フォーラム、2008中国知的財産権刑事保護フォーラムに参加及び支持した。
水際IP保護解決案	1) 照明器具業界の3大多国籍企業に輸出監視とブラックリスト作成を提供し、全世界の税関執法活動にサービスをした; 2) 数社の日本企業のために、登録一税関トレーニング一輸出監視一ブラックリスト濾過一情報供給一交流と事件処理を含めて、一括した中国税関IP保護執法案を提供した; 3) 世界著名な日化企業の税関業務総代理である。
模倣防止事件の調査及び取締	2001年、中国で、初めての「模倣品製造専用設備を供給する製造業者を中心とする模倣品製造グループ」事件の取り締まりに成功して、国家副総理からの指示を受けて、取締活動は18の省と市に関わり、8社の模倣工場、20社余りの販売機構に打撃した。10名余りの人はIP権利侵害で刑事責任を追及されて、設備製造業者は「犯罪方法伝授罪」で判決を下された。初めての「十大バスターケース」評議で上位となった。
不正競争事件	「香港登録会社」の不正競争問題に対し、2005-2007年スペシャル管理執法活動を何度も組織した。全国歴史上で、該問題に対する最大規模で10の省に関わる全国共同執法活動を組織したことも含む。
特許/意匠権の保護	ただ2005年-2007年だけに、某日本会社のために、知的財産局の行政執法手続きを利用し、4つの省と市で30件近い特許権利侵害事件を成功的に処理した。その中で、2006年の広東省での1件の事件は広東省10大知的財産権事件の1件に評価された。
地方保護の対策	事件を国家レベルの執法機関に提出して督弁を行うことを通じて、地方保護主義が事件の執行に対する阻害を成功的に排除した。2007年に成功的にこのような方式で数件の重大な事件、判断が付かない事件の執行を完成した。その中の1件は日本企業の営業秘密事件に関わる。国家工商総局、国家公安部と国家知的財産権局を推進して共同での立件で、処理ができた。
IP Due Diligence	某国際特許技術組織を協力し、その中国の授権された業者の監査と業界状況の調査研究を通じて、その許可費用收受活動を行うことを支持した。

主な取締り実績

地域(市レベル)	上海	寧波	北京	広州	深セン	ウルムチ	臨沂
執行機関	AIC/TSB	AIC/TSB	AIC/PSB	AIC/PSB	AIC/PSB	IC/TSB/PSI	AIC/TSB
商品	服装/建築材	照明器具、自	服装、家電、IT	インターネット	IT、インター	日化用品、自	建築材料、家電
補足	毎年50件の360件の模倣	毎年50件の模倣	毎年70件の	毎年80件以	毎年80件	毎年50件	
地域(市レベル)	義烏	鄭州	瀋陽	南京	広西		
執行機関	AIC/PSB/TSB	AIC	AIC	AIC/TSB	AIC		
商品	日化用品/自	インターネット	インターネット製品	家電/IT	日化用品/家電		
補足	毎年80件	毎年60件	毎年50件	毎年30件	毎年30件		

補足: 自由記述

重点的な業界: IT機器、自動車部品、携帯、PC関連機器、OA、薬品、建築材料、日化等。
当社は「年度協議」の顧客へのサービスを重要視し、業界IP保護の総合解決案の実施に力を注ぐ。
当社では顧客が中国中央及び地方執法部門との直接対話、トレーニング、感謝などの交流活動を行うよう進めかつ協力し、それらの活動が既に当社の日常業務の一部となり、顧客が中国のIP現状を深く理解するために役立つ。2007年、日系顧客だけの高層部門への訪問が7回、地方執法機構への感謝訪問を18回、トレーニング教育活動を28回を組織した。